

2020年12月23日

株主各位

株式会社エアトリ
代表取締役社長兼 CFO 柴田裕亮

第14回定期株主総会招集ご通知の正誤表

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2020年12月10日付にてご送付申し上げました当社「第14回定期株主総会招集ご通知」の記載事項に一部訂正すべき事項がございますので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

敬具

記

訂正および記載箇所

・ 1ページ

(訂正前)

●当日ご来場をご希望の株主様は、5頁に記載の<ご来場の株主様へのお願い>にご協力いただきますよう、お願い申しあげます。

(訂正後)

●当日ご来場をご希望の株主様は、4頁に記載の<ご来場の株主様へのお願い>にご協力いただきますよう、お願い申しあげます。

・ 5ページ

(訂正前)

親会社の所有者に帰属する当期損失 8,533百万円

(訂正後)

親会社の所有者に帰属する当期損失 8,692百万円

・ 6ページ

(訂正前)

以上より、当連結会計年度における親会社の所有者に帰属する当期損失は、前年同期比1264.1%減の8,533百万円となりました。

(訂正後)

以上より、当連結会計年度における親会社の所有者に帰属する当期損失は、前年同期比1288.4%減の8,692百万円となりました。

・11 ページ

(5) 財産および損益の状況の推移① 企業集団の財産及び損益の状況

(訂正前)

区分	第14期 (2020年9月期)
	IFRS
売上収益 (百万円)	21,241
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	△8,994
親会社の所有者に帰属する当期利益又は当期損失 (△) (百万円)	△8,533
基本的1株当たり当期利益又は当期損失(△) (円)	△425.88
資産合計 (百万円)	22,074
資本合計 (百万円)	2,697
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	99.99

(訂正後)

区分	第14期 (2020年9月期)
	IFRS
売上収益 (百万円)	21,241
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	△8,994
親会社の所有者に帰属する当期利益又は当期損失 (△) (百万円)	△8,692
基本的1株当たり当期利益又は当期損失(△) (円)	△433.80
資産合計 (百万円)	21,940
資本合計 (百万円)	2,538
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	92.21

・13 ページ

2. 会社の株式に関する事項(4) 大株主

(訂正前)

株主名	持株数	持株比率
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	126,000	0.6

(訂正後)

株主名	持株数	持株比率
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	126,000	0.6

・24 ページ

連結財政状態計算書

(訂正前)

科目	金額
非流動資産	7,050
(省略)	
繰延税金資産	143
(省略)	
資産合計	22,074
(省略)	
非流動負債	7,885
(省略)	
繰延税金負債	53
(省略)	
負債合計	19,376
(省略)	
親会社の所有者に帰属する持分	2,141
(省略)	
利益剰余金	△5,976
(省略)	
資本合計	2,697
負債・資本合計	22,074

(訂正後)

科目	金額
非流動資産	6,916
(省略)	
繰延税金資産	10
(省略)	
資産合計	21,940
(省略)	
非流動負債	7,911
(省略)	
繰延税金負債	78
(省略)	

負 債 合 計	19,402
(省略)	
親会社の所有者に帰属する持 分	1,983
(省略)	
利益剰余金	△6,135
(省略)	
資 本 合 計	2,538
負 債 ・ 資 本 合 計	21,940

・ 25 ページ

連結損益計算書

(訂正前)

科 目	金 額
法人所得税費用	78
継続事業からの当期利益	△9,111
非継続事業	
非継続事業からの当期利益	445
当期利益	△8,666
当期利益の帰属	
親会社の所有者	△8,533
非支配持分	△133

(訂正後)

科 目	金 額
法人所得税費用	△80
継続事業からの当期利益	△9,270
非継続事業	
非継続事業からの当期利益	445
当期利益	△8,825
当期利益の帰属	
親会社の所有者	△8,692
非支配持分	△133

・26 ページ

連結持分変動計算書

(訂正前)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本 の構成要素	合計		
(省略)								
当期利益	-	-	△8,533	-	-	△8,533	△133	△8,666
(省略)								
当期包括利益	-	-	△8,533	-	△4	△8,538	△137	△8,676
(省略)								
当期末残高	3,138	4,887	△5,976	△0	92	2,141	555	2,697

(訂正後)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本 の構成要素	合計		
(省略)								
当期利益	-	-	△8,692	-	-	△8,692	△133	△8,825
(省略)								
当期包括利益	-	-	△8,692	-	△4	△8,697	△137	△8,834
(省略)								
当期末残高	3,138	4,887	△6,135	△0	92	1,983	555	2,538

・27 ページ

(訂正前)

連結注記表

記載なし

(訂正後)

連結注記表

(連結計算書類の訂正について)

株主総会招集通知発送後、連結計算書類の繰延税金資産、繰延税金負債、法人所得税費用及び関連項目に関して誤謬が発見されました。その結果、2019年10月1日から2020年9月30日までの連結計算書類を訂正いたしました。

• 39 ページ

(訂正前)

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	<u>99円99銭</u>
基本的1株当たり当期利益	
継続事業	<u>△448円09銭</u>
非継続事業	<u>22円21銭</u>
合計	<u>△425円88銭</u>

(訂正後)

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	<u>92円21銭</u>
基本的1株当たり当期利益	
継続事業	<u>△456円01銭</u>
非継続事業	<u>22円21銭</u>
合計	<u>△433円80銭</u>

独立監査人の監査報告書

株式会社エアトリ
取締役会 御中

2020年12月23日

三優監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 岩田 亘人
業務執行社員
指定社員 公認会計士 米林 喜一
業務執行社員
指定社員 公認会計士 川村 啓文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エアトリの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社エアトリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

強調事項

連結注記表の連結計算書類の訂正についてに記載されているとおり、会社は、連結計算書類を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結計算書類に対して2020年11月27日に監査報告書を提出した。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、2020年11月27日付監査報告書作成後、連結計算書類の誤謬が判明し、連結計算書類が訂正されたことから、監査役会は、訂正後の連結計算書類に対し、改めて監査を実施いたしました。本監査報告書は、訂正後の連結計算書類の監査結果に基づき、2020年11月27日付監査報告書を訂正するものであります。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに訂正後の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 訂正後の連結計算書類の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月23日

株式会社エアトリ 監査役会
常勤監査役 若林嗣弘
監査役 岡田雅仁
監査役 天屯吉明
監査役 森田正康

・57 ページ

第1号議案資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

(訂正前)

(省略)

総額 204,198,000円

(省略)

記載なし

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1. 及び2. の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、その他資本剰余金 7,586,523,087円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 7,586,523,087円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,586,523,087円

(訂正後)

(省略)

総額 204,197,650円

(省略)

また、会社法第453条に基づき、配当金総額は発行済株式総数から自己株式35株を除いて算出しております。

(省略)

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1. 及び2. の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、その他資本剰余金 7,656,650,752円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 7,656,650,752円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,656,650,752円

以上